

○筑波大学懲戒退学者の学群再入学に係る出願要件等に関する法人細則

平成21年3月31日
法人細則第8号

改正 平成23年法人細則第36号

平成31年法人細則第18号

令和4年法人細則第7号

令和6年法人細則第31号

筑波大学懲戒退学者の学群再入学に係る出願要件等に関する法人細則

(趣旨)

第1条 この法人細則は、筑波大学学群学則（平成16年法人規則第10号）第19条第4項ただし書に規定する、筑波大学を退学した者の学士課程への再入学に係る要件であって法人規則等で定めることとされたもののうち、懲戒退学となった者（以下「懲戒退学者」という。）に係る出願要件等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(出願要件)

第2条 前条に規定する出願要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 出願の可否についての審査（以下「出願審査」という。）により、あらかじめ学長から出願の許可を得ていること。
- (2) 次条の規定により出願審査を申請する時点において、懲戒退学となった日の翌日から起算して1年を経過していること。

(出願審査の申請)

第3条 懲戒退学者であって再入学を志願するもの（以下「申請者」という。）は、再入学の出願期間の開始の日の前日から起算して2月前までに、別記様式第1号の学群再入学出願審査申請書に学群、体育専門学群、芸術専門学群、学際サイエンス・デザイン専門学群又は総合学域群（以下「学群等」という。）が選考上必要と認める書類を添えて、学長に申請しなければならない。

(出願審査の適否に関する審議の付託)

第4条 学長は、前条の申請があったときは、当該出願審査の適否について、学群等の長に審議を付託する。

(出願審査の発議)

第5条 学群等の長は、前条により出願審査の適否に関する審議の付託を受けた場合であって適當と認めるときは、人文・文化学群、社会・国際学群、人間学群、生命環境学群、理工学群、

情報学群及び医学群にあっては学類教育会議及び学群運営委員会、体育専門学群、芸術専門学群及び学際サイエンス・デザイン専門学群にあっては専門学群教育会議、総合学域群にあっては総合学域群運営委員会の議を経て、当該出願審査を学長に発議する。

(出願審査の付議)

第6条 学長は、前条の規定により学群等の長から発議があったときは、教育研究評議会に当該出願審査を付議する。

(出願審査)

第7条 教育研究評議会は、前条の規定により学長から付議があったときは、速やかに出願審査を行い、その結果を学長に報告する。

- 2 前項の出願審査は、国立大学法人筑波大学教育研究評議会規則（平成16年法人規則第15号）第11条第1項の規定に基づき、再入学に係る出願の許可に関する審査委員会（以下この条において「委員会」という。）を設置して、これを行うものとする。
- 3 前項に規定する委員会は、次に掲げる委員で組織する。
 - (1) 学生生活を担当する副学長（第3号において「担当副学長」という。）
 - (2) 学長が教育研究評議会の意見を聴いて指名する大学教員 若干人
 - (3) 学長が担当副学長の推薦に基づき指名する大学教員 若干人
- 4 前項第2号及び第3号の委員の任期は、教育研究評議会における出願審査の結果が学長に報告される日までとする。
- 5 委員会に委員長を置き、第3項第1号の委員をもって充てる。
- 6 委員長は、委員会を主宰する。
- 7 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。
- 8 委員会は、出願審査を行うに当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。
 - (1) 申請者の学生としての本分の自覚
 - (2) 申請者の卒業の可能性
 - (3) 申請者の再入学についての社会的妥当性

(出願審査の結果の通知)

第8条 学長は、前条第1項の報告に基づき出願の可否を決定し、その結果を学群等の長に通知するとともに、別記様式第2号の学群再入学出願審査に関する決定通知書により申請者に通知する。

- 2 前項の通知は、別に定める再入学の出願期間の開始の日前までに行うものとする。

(雑則)

第9条 この法人細則に定めるもののほか、懲戒退学者の再入学に係る出願要件等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この法人細則は、平成21年4月1日から施行し、平成19年8月1日以後に懲戒退学となつた者から適用する。

附 則（平23.9.29法人細則36号）

この法人細則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平31.4.26法人細則18号）

この法人細則は、平成31年5月1日から施行する。

附 則（令4.2.24法人細則7号）

この法人細則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令6.5.30法人細則31号）

この法人細則は、令和6年9月1日から施行する。

別記様式第1号（第3条関係）

年　月　日

学群再入学出願審査申請書

筑波大学長 殿

(申請者)

住 所

氏 名

印

連絡先

所属していた学群等

在籍時の学籍番号

筑波大学懲戒退学者の学群再入学に係る出願要件等に関する法人細則第3条の規定に基づき、再入学に係る出願審査を受けたいので、下記により申請します。

記

1 懲戒退学となった日 年 月 日

2 再入学を希望する日 年 月 日

3 懲戒退学後の経歴（職歴及び学習歴）

4 懲戒退学後の更生の状況

5 再入学を希望する理由

6 再入学後の学習計画

別記様式第2号（第8条関係）

第 号
年 月 日

学群再入学出願審査に関する決定通知書

（申請者） 殿

筑波大学長

○ ○ ○ ○

年 月 日付けで申請のありました、再入学に係る出願審査について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記